

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第14号

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（やむを得ない事情）</p> <p>第2条 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第1項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（やむを得ない事情）</p> <p>第2条 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第1項及び第3項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>配偶者</u>が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
<p style="text-align: center;">（権衡教職員の範囲等）</p> <p>第5条 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第3項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者（人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者に限る。）</u></p> <p>(2) <u>国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に使用される者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者（人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者に限る。）</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する者と権衡上必要があると認められるものとして委員会の定める者</u></p> <p>2 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第3項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第2条各号に掲げる事情</p>	<p style="text-align: center;">（権衡教職員の範囲等）</p> <p>第5条 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第3項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に使用される者</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する者と権衡上必要があると認められるものとして委員会の定める者</u></p> <p>2 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第3項の<u>任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める教職員は、人事交流等</u></p>

とする。

3 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 第1号から第5号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける教職員（第1項各号に掲げる者に限る。）となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる教職員たる要件に該当することとなる教職員

(8) [略]

により給料表の適用を受ける教職員となった者とする。

3 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 第1号から第5号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員若しくは第1項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける教職員（人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者に限る。）となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる教職員たる要件に該当することとなる教職員

(8) [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。